

## 2026年度 事業計画書

人口減少等の社会構造の変化や、現下の原材料・エネルギー価格の高止まりは、国内の新設住宅着工にとって大きな逆風となっている。また、さまざまな領域でのコスト高や人材不足等の課題も深刻化している。また、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー等が国際的な潮流となり、政策も後押しする中、住宅・建築業界、建材・住宅設備業界においても対応が迫られている。

こうした中、住宅・建築物の脱炭素化や資源循環、住宅ストック対策DX、物流の効率化・適正化、価格転嫁・取引適正化など、程度の差こそあれ建材・住宅設備業界における横断的課題への対応の必要性が高まっており、このような業界横断的課題への対応がミッションである当協会への期待が増大している。

他方、当協会が置かれている状況や課題をみると、会費収入の減少やカタラボの事業収入の頭打ちなどにより、収支状況が悪化傾向にある。また、資金面に加え、事務局の人材面でも新たな事業にかけるリソースに限界がみられるのが現状である。さらに、最も重要なステークホルダーである会員が減少傾向にあり、当協会の運営基盤への懸念が増している。

こうした状況を踏まえ、当協会では中期計画を策定し、中期的な事業運営方針として、当協会の持続可能な運営の確保を目指して、ミッションを遂行し、課題に対応することにより、会員支持基盤を強化するとともに、収益力向上により収支の安定化を図る。このために、当協会のミッション及びステークホルダーのニーズに対応した事業に再構築するとともに、当協会の抱える課題に対応した活動を強化することとする。

具体的には、要望・ロビー活動の強化、広報・コミュニケーション活動の強化、収益事業の強化などを今後の重点課題として取り組むこととする。また、既存事業について、重点事業活動を強化するとともに、評価・ニーズが高まっている事業活動を拡充・強化し、評価・ニーズが低下している事業活動の見直しを行う。さらに、新たな事業戦略として、新規の収益事業を企画立案するとともに、「カタラボ」のあり方や新機軸事業の検討・実施を図る。

### 1. 運営委員会

協会活動の包括的な運営管理、協会の新事業及び重要事項の審議・立案等を行う。この一環として、以下の活動を実施する。

#### (1) 政策・事業企画部会

リフォーム推進委員会傘下の制度検討部会と規制改革部会を統合・再編し、新たに運営委員会傘下に政策・事業企画部会を設けることとし、以下の活動を実施する。

##### ① 要望・ロビー活動の展開

建材・住宅設備業界を代表する立場で、業界の主要課題への行政等の取組を要望する活動を強化する。本年度については、前年度までリフォーム推進委員会で実施してきたリフォームに関する政策要望を引き続き実施する。また、これと併行して、来年度からの以下に挙げるような本格的な活動の実現に向けて、本年度は、その準備として、政策動

向調査、省庁との意見交換、勉強会等を行いつつ、経て、要望の柱となる項目の検討や要望先省庁・部局との関係構築等を行う。

- ・これまでのリフォームの枠組みを越えて、建材・住宅設備全般を対象とした要望とする。
- ・定期的に、行政等に対するハイレベル(各省庁局長級への正副会長・専務理事からの要望を想定)での要望書の提出と意見交換を実施する。
- ・ハイレベルでの要望活動を支えるため、運営委員会では全体指揮や要望の柱となる項目の検討・設定等を行い、政策・事業企画部会は、運営委員会との十分なコミュニケーションのもと、要望書のとりまとめ等を行う。また、レイヤーごとに各省庁との意見交換や調整を行う。

#### ②新機軸事業の検討・実施

- ・業界の時事テーマから制度・政策を検討し、検討結果を要望・ロビー活動につなげる。
- ・「協会のミッションの遂行」「ステークホルダーのニーズへの対応」の観点から、新たに取り組む事業を検討する。その際、協会のリソースに限りがあることから、優先度を評価し、事業のスクラップ&ビルドを考慮しつつ、新機軸事業を企画立案する。

#### ③前体制における取組の取り扱いの検討

これまででリフォーム推進委員会の制度検討部会と規制改革部会において取り組んできた、「健康に資する建材・設備」、「住宅の燃費」、「公的支援リーフレット」について、今後の方向性を検討の上、取り扱いを決める。

## 2. 業務・広報委員会(旧：企画委員会)

新しく策定する協会の広報・コミュニケーション戦略に基づき、協会活動全体の広報活動を企画・統括する役割を担う。これに伴い、本年度から「企画委員会」を「業務・広報委員会」に改称し、傘下に広報活動を実施するWGを設置する。また、「技術・景観部会」を「技術情報コミュニケーション部会」に改称し、情報のハブとして最新技術等の情報発信やコミュニケーションに取り組む。さらに、これらの活動に加え、引き続き建材・住宅設備の統計情報の収集・提供、「カタラボ」を活用した情報サービスを実施する。

### (1) 広報・コミュニケーション活動

企画委員会傘下の広報部会とリフォーム推進委員会傘下の普及啓発部会を統合・再編し、業務・広報委員会傘下にWGを設けることとし、会員とのエンゲージメント強化、業界内のプレゼンス向上に向けて、広報手段を戦略的に活用した広報活動に取り組む。

#### ①情報誌の発刊

協会の活動状況、行政関連情報等を会員に提供するための媒体として情報誌「建産協情報」を年4回発刊する。

#### ②協会ホームページの改訂

協会活動に関する情報発信力の向上に向けて、現行ホームページの課題の整理、改訂方針の立案等を検討し、計画的に改訂を進める。

③広報手段を活用した情報発信

- ・メールマガジン「建産協通信」を月2回配信する。
- ・業務・広報委員会における検討・企画を受け、その他広報手段を活用した戦略的な情報発信に取り組む。

④報道関係者情報交換会の開催

協会の事業活動への理解を深めてもらうため、報道関係者との情報交換会を年2回開催する。

⑤その他

「Japan Home Show & Building Show 2026」(11月18日～20日 場所：東京ビッグサイト)への出展を予定している。

**(2) 調査統計部会**

①建材・住宅設備統計要覧

- ・「2026/2027年版建材・住宅設備統計要覧」を11月頃に発刊し、協会ホームページ会員専用サイトで電子データとして公開する。
- ・読者の利便性向上のため、新規アイテムや変遷グラフの追加・見直しなど誌面充実の検討を行う。
- ・販売増を目的として、図書館向け流通業者との取引等の検討を行う。
- ・デジタルブック化の検討を進める。

**(3) 技術情報コミュニケーション部会(旧・技術・景観部会)**

最新技術や業界動向を発信する情報ハブとして、会員とステークホルダー(各種団体・機関等)とのコミュニケーションの場を提供し、会員の課題解決や新たな価値創出に資する知見の共有とネットワークの拡大を図る。具体的には、以下の活動を実施する。

- ・東京建築士会等との連携によるセミナーや見学会の企画・開催
- ・DX・GX等トレンドに沿ったテーマを選定し、会員や他委員会・部会を対象とした勉強会等を企画・開催する。

**(4) 情報提供部会**

デジタルカタログサイト「カタラボ」に関し、下記重点課題について具体的な活動目標を設定し推進する。

①新規入会の促進の検討

- ・新規会員獲得を目的に、前年度新設した検索項目「建築物用途から探す」を周知し、新規入会の促進及び掲載カタログの拡大を推進する。
- ・既存会員の声やニーズを収集し新規会員獲得のためのヒントを探求しつつ、入会を検討する企業向けに入会しやすい環境整備策等を検討する。

②利用者の維持・拡大

新規利用者の認知拡大と既存利用者の維持を目的に、前年度新設した検索項目「建築物

用途から探す」を周知するとともに、前年度調査した利用者属性情報からターゲットの選定や広報策等を検討し実施する。必要に応じて「カタラボ」サイトの改良、ランディングページやリーフレットの見直しを検討する。

### ③既存会員企業の維持・強化

- ・既存会員の掲載メリットにつながる有益なカタラボ機能・サービス等を定期メルマガ配信等により情報提供し、コミュニケーションの維持・強化を図る。
- ・既存会員維持の観点からも会員の声やニーズの収集を検討する。

### ④その他

- ・中期計画の一環として、「カタラボ」の今後のあり方等について議論を行う。
- ・下記展示会に出展を予定し、「カタラボ」入会検討企業やサイト利用者へのPRを実施する。

「Japan Home Show & Building Show 2026」(11月18日～20日 場所：東京ビッグサイト)

## 3. 品質・環境委員会

ホルムアルデヒド・VOC、調湿性など建材・住宅設備に関わる品質保証のための性能評価と登録表示制度の円滑な運用、環境課題への対応を行う。

### (1) 環境部会

#### ①建材・住宅設備に関わるVOC対策への対応

- ・建材・住宅設備に関わるVOC対策を中心に環境に関わる課題や情報を収集し、対応を協議する。
- ・これまでに整理して公開した建材関係の国内・海外化学物質に関する法規制及び対象物質情報について、定期的なアップデート等による充実を引き続き進める。
- ・部会で収集した情報や対応した内容は、会員企業・団体に積極的に情報開示を行い、有益な情報を発信する。

#### ②VOC排出抑制の自主行動計画の実施

建材・住宅設備業界として、揮発性有機化合物(VOC)排出抑制のための自主的取組に関するVOC排出量の確認を行い、参加団体による「2025年度状況報告書」を作成し、経済産業省に提出する。

#### ③VOC表示審査委員会

ホルムアルデヒド、4VOCの登録制度の運用を行う。厚生労働省室内空気質指針値(エチルベンゼン)の改定に伴う4VOC審査の表示規程の改訂とその登録手続きを開始したことを受け、既登録品の移行登録手続き等に対応する。

##### a. ホルムアルデヒド

審査委員会を年6回開催し、適格品の登録を行う。また、2005年度、2008年度、2011年度、2014年度、2017年度、2020年度及び2023年度登録品の更新作業を行う。

## b. 4VOC

審査委員会を年6回開催し、適格品の登録を行う。また、2008年度、2011年度、2014年度、2017年度、2020年度及び2023年度登録品の更新作業を行う。

### ④4VOC表示情報交換会

- ・エチルベンゼンの新室内濃度指針値への対応が開始されたことを受け、4VOC自主表示制度を運用する関係団体との情報交換会等を必要に応じて開催し、関係団体の対応状況等に関する情報共有や課題等について協議する。
- ・住宅部品VOC表示ガイドラインの運用と周知を図る。

## (2) 抗菌部会(抗菌性能基準使用登録事業)

- ・建産協の「抗菌性能基準」を満たしたものに「抗菌製品登録」を表示する事業について、本年度は新規及び更新対象15件に対応する。
- ・本事業の今後の方向性として、既存利用者への対応を行いつつ、一定期間後に廃止することとする。これを受けて、具体的な終息計画を立案の上公表し、既存利用者に対する丁寧な対応を行っていく。

## (3) 調湿部会(調湿建材登録表示事業)

- ・申請状況に応じて審査委員会を適宜開催する。本年度は「調湿建材表示登録」の新規及び更新対象6社18件に対応する。
- ・調湿以外に訴求している各種機能のキーワードとそれらに紐づく調湿マーク登録品の紹介について、新規登録等により内容の充実を図る。
- ・調湿建材解説ページにおけるプロユーザー向け掲載データ等について、調湿建材による快適性と省エネ効果の学術的な検証を行い、調湿建材普及策を意識した内容にアップデートを図る。このため、引き続き学識者に依頼して、調湿建材を設置した住宅内における「湿度改善効果」の可視化の手段として、暖冷房負荷の軽減による「一次エネルギー消費量削減効果」に関するシミュレーション等の研究を進める。

## (4) その他

- ①合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(「クリーンウッド法」)改正対応  
改正クリーンウッド法施行に対応した「建材・住宅設備メーカーのクリーンウッド法運用ガイド(改定版)」の普及に努める。

- ②3R推進功労者等表彰推薦

2026年度のリデュース・リユース・リサイクル推進協議会が実施する3R推進功労者等表彰募集に対し、会員に積極的な応募を呼びかけ、応募を希望する企業があれば協会として推薦する。

## 4. エネルギー委員会

ZEHの普及に向けた政府目標の達成、住宅ストックの省エネ化に向け、官民による取組が推進されている。2050年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築部門における省エ

エネルギー・創エネルギーの促進のため、中小工務店におけるZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を図る。また、断熱リフォームの普及を図るとともに、断熱材の第三者認証ニーズに応えるため優良断熱材(EI)の認証事業を実施する。さらに、旧リフォーム推進委員会からマンション省エネ改修部会を移行し、マンション省エネ改修の促進を図る。

## (1) ZEH普及部会

- ①「ZEHのつくり方」及び「製品リスト」について、GX志向型住宅仕様を反映させるなど、必要に応じて改訂する。協会ホームページに掲載することにより、中小工務店等に対してZEHに関する技術情報等を提供する。また、費用対効果を踏まえ収益化の検討を行う。
- ②提携・関連団体や地方自治体等の主催セミナーにおいて、「ZEHのつくり方」を使用した講演対応を行う。
- ③「ZEH・ZEH-M委員会」(経済産業省等)に専務理事が委員参加し、政府のZEHの普及施策の検討に参画する。

## (2) 断熱材普及部会

### ①普及広報の推進

断熱リフォームの普及広報活動の強化を図るため、以下の取組を実施する。

#### a. 断熱リフォーム普及広報ツールの充実

- ・ 施工事業者の断熱リフォームに対する理解を促進するため、ツールの新規作成や既存ツールのリニューアルを検討する。
- ・ 断熱リフォームの動向調査を目的とした、消費者アンケートを実施する。

#### b. 普及広報活動の強化

住宅環境の改善を推進する団体やリフォーム関連事業者と提携し、普及広報ツールを活用して断熱リフォームの普及を図る。

#### c. 外部展示会での展示・講演

「Japan Home Show & Building Show 2026」(11月18日～20日)での講演等を検討する。

#### d. EI認証制度の普及広報

EI認証制度の認知度向上を図るため、制度の仕組みや取得メリットについて、協会ホームページへの掲載や外部団体・地方自治体等の講習会等でのPRを行う。

### ②性能表示制度分科会

2025年度から全ての建築物において省エネ基準適合が義務化され、第三者認証を受けた断熱材製品の普及機会が拡大している。JIS認証が取れない製品等の第三者認証ニーズに応えるため、EI制度実施規定及び製品認証審査要綱を必要に応じて見直し、EI認証取得の製品と企業の増加に努める。また、異形断熱材等の対象製品化の検討を継続する。

### ③EI認証審査委員会

EI認証の申請案件を審査するとともに、製品認証審査要綱の審査承認業務も実施する。性能表示制度分科会と連携しながら認証製品の拡大に努める。

## (3) マンション省エネ改修推進部会

エネルギー委員会への移行を機会に、以下の活動を実施しながら、新たな活動の方向性についても検討を行う。

### ①セミナー開催

- ・マンション管理組合(居住者)、マンション管理士を主な対象として、高経年化しているマンションの省エネ改修等を普及啓発するために、セミナーを企画・開催する。
- ・関係団体等からの依頼を受けてセミナー講師の派遣を行う。

### ②展示会・イベント参加

地方自治体主催の展示会・イベント(東京都主催イベント等)への出展依頼があれば対応する。

### ③その他の普及活動

冊子「既存マンション省エネ改修のご提案」の改訂を行う。また、これらを活用した普及啓発活動を行う。

## 5. 標準化委員会

建材・住宅設備製品の品質・性能・安全性の確保、新技術の普及等を図るため、企業・団体会員等と緊密に連携しつつ、建材・住宅設備製品等のJISの作成・管理、IoT住宅の安全基準やWPRCの普及等に取り組む。

### (1) 標準企画部会

#### ①JISの見直し

- ・これまでに経済産業省からの受託事業、JIS原案作成公募制度で建産協が作成・管理しているJISを対象に、改正の必要性の有無について5年ごと(以内)に見直し調査を行っている。現在、管理しているJIS(26件)のうち、本年度は下記の6件について見直し調査を実施する。
  - ・住宅用配管ユニット(JIS A 4413)
  - ・粘土がわら(JIS A 5208)
  - ・プレスセメントがわら(JIS A 5402)
  - ・建築用真空断熱材(JIS A 9529)
  - ・アクセシブルデザインー住宅設備機器(JIS S 0024)
  - ・ジオテキスタイル及びその関連製品ーロッキングブロック舗装下の損傷試験(ローラコンパクト法)(JIS A 1229)
- ・昨年度に(一財)日本規格協会とJIS原案共同作成に関する契約を締結したJIS A 5902(畳)については、関係者との調整の上準備が整い次第、原案作成委員会を開催し改正を行う予定。さらに、本年度に見直し調査を実施するJISのうち、改正要望のあ

るJISについては改正の可否を検討の上改正を計画する。

## ②JISの普及

改正告示されたJISについて、協会ホームページ等を活用し、規格の周知を図る。

## (2) WPRC部会

WPRCの市場拡大等を目指し、多回(水平)リサイクル実現による「資源循環モデル」の構築を図るとともに、これまでに制定したJISやISO規格等の普及促進に取り組む。

### ①WPRCの普及広報活動

- ・ WPRCの施策への反映を目的に、環境省、経済産業省等へのPR活動を行う。
- ・ 「Japan Home Show & Building Show 2026」(11月18日～20日)に出展予定である。
- ・ タイ、オーストラリアのWPRC製品等の調査に基づく情報の提供方法を検討する。
- ・ 英語版ホームページの開設を検討する。

### ②CO2削減効果、固定効果の検討

- ・ 多回(水平)リサイクル実現に向けた課題の整理・検討を行う。
- ・ 長寿命化によるCO2の固定効果を検討する。
- ・ JIS A 5741の見直しを協議し、必要に応じて改定準備を行う。

## (3) IoT住宅部会

経済産業省の委託事業((国研)産業技術総合研究所との共同事業)として「IoT住宅における高齢者等の自立生活支援のための住設機器連携の機能安全に関するJIS開発」をテーマとした活動を実施する。また、日本から提案しているIoT住宅ユーザーの安全に関するIEC文書の発行推進に取り組むとともに、国内でのIoT住宅の安全基準の基盤構築を推進する。

### ①IoT住宅における高齢者等の自立生活支援のための住設機器連携の機能安全のJIS開発(経済産業省委託事業)

IoT住宅の機能安全に関する国際標準規格案(IEC 63168)をJIS化するものである。IEC 63168は、2026年度の国際標準規格としての発行を目指している。国際標準規格発行にあわせて、日本市場に適合させるJIS化に事業活動として取り組む。産学官による事業活動体を母体として、国内でのIoT住宅普及の観点から異業種連携を図りつつ活動する。3か年の事業計画の2年目である本年度は、次の事業活動を実施する。

- ・ 異業種連携によるJIS発行に伴う新商品、新サービスの検討
- ・ JIS原案の作成
- ・ 認証制度の検討
- ・ 関連業界団体との連携活動による業界意見の反映
- ・ 標準化分野の若手人材育成

### ②IoT住宅ユーザーの安全に関するIEC文書の発行推進(自主事業)

前年度までにIEC/SyC/AALに提案しているIEC SRD63659「AALユーザーとAALシス

テムとの協調対応」の文書発行について、引き続き進捗をフォローする。そのためにIEC会議(2026年11月開催予定のAAL ドイツ ハンブルク会議)などAAL国内委員会、国内での関連する会議等にも積極的に出席し、部会や分科会での情報共有を図る。

## 6. 国際委員会

住宅・建築物の脱炭素化等に資する日本の良質なグリーン建材・設備製品(省エネ・省資源型建材・設備製品)について、海外で適正に評価され市場での普及が促進される基盤を構築するために、グリーン建材・設備製品に関する試験方法・性能評価方法等の国際標準化に取り組むとともに、アジア諸国等との交流・連携を通じた標準化活動を推進する。

### (1) 国際交流部会

「住宅及び建築物の脱炭素化等に資するGX建材・設備製品に関する国際標準化事業」(経済産業省委託事業、事業期間:2026年度～2028年度)において、アジア諸国を中心として、各国の標準化機関や関連団体等との交流を通じて、グリーン建材・設備製品の標準化に関するニーズの把握やテーマの開拓を行うとともに、パートナーシップのもと各種標準化活動を推進する。

#### ① アジア諸国等との交流・連携によるグリーン建材・設備製品の標準化活動の推進

これまで、ベトナムについては、建築材料研究所(VIBM)との交流を通じて、性能評価方法に関する技術情報の提供等による窓ラベリング制度制定への技術支援や、JIS K 5675(屋根用高日射反射率塗料)に基づき制定された国家規格TCVN 13527の運用に対する技術支援などを実施してきた。また、インドネシアについては、インドネシア国家標準化庁(BSN)、公共事業省やガラス関係の業界団体等との交流を通じて、関連するJIS等に関する技術情報の提供等の協力を実施してきた。本年度からは、こうした交流活動を通じて、標準化に関するニーズの把握やテーマの開拓を行うとともに、パートナーシップのもと各種標準化活動を推進する。

#### ② 他のアジア諸国等との交流の拡大

経済産業省や日本産業標準調査会と連携し、ASEAN標準化・品質管理諮問評議会(ACCSQ)等との交流を拡大する。具体的には、ACCSQのビル・建築ワーキンググループが開催する予定のイベント等に参加し、標準化活動における連携を図る。

また、アジア諸国等を対象とした標準化に関する調査等を通じて、会員企業・団体との標準化戦略の共有を図る。具体的には、サッシ・ドア関連製品に対するインド標準規格(BIS)による強制認証制度の影響等に関する調査や関連情報を収集し、必要な対応を図る。

#### ③ 調湿・機能性建材の標準化

室内空気環境を改善する調湿・機能性建材について、ユーザーの目的に応じた建材の選択に資するために、JIS開発を行う。具体的には、昨年度作成した臭気・ホルムアルデヒドの低減性能を測定する試験方法素案を基にJIS原案を作成する。また、自主事業として、昨年度作成した「吸放湿性試験方法の選択及び適用の指針」のJIS原案について、

日本産業標準調査会の審議を経て制定を目指す。

④その他の標準化活動

解体する建築物に使用されたガラスを回収・分別して水平リサイクルする仕組みの構築において、定義化や品質・認証のルール化等に係る標準化を検討する。

(2) 国際標準部会

①住宅及び建築物の脱炭素化等に資するGX建材・設備製品に関する国際標準化事業(経済産業省委託事業、事業期間：2026年度～2028年度)

a. 温水洗浄便座の性能評価方法に関する国際標準化

温水洗浄便座が有すべき品質とその性能評価方法を国際的に明らかにして、使用者が製品を選択する際に必要な情報が得られるようにすべく、性能試験方法の国際規格IEC 62947(温水洗浄便座の性能評価方法)が2022年10月に発行された。これに伴い、TC 59/SC 59L/PT 62947から移行したTC 59/SC 59L/WG 7において、規格改訂及び新規規格開発を引き続き日本が主導権を握って進める。

本年度は、IEC 62947改訂のAMD1/CD2においてラウンドロビンをテストによる検証を行った上で、CDV承認を経てFDIS登録を目指す。

また、脱臭性能試験方法の規格原案の開発を進め、来年度以降の新規提案登録を目指す。

b. ハンドドライヤーの性能評価方法に関する国際標準化

主にトイレスペース等で使われるハンドドライヤーについて、中国からの新規提案によって2025年5～8月にNP投票が行われ、賛成10カ国、反対無しで新規プロジェクトとして承認された。ついては、日本メーカーの製品が不利になることの無いよう、WD、CD、DIS協議において適切な意見を出して日本の考えを規格案に盛り込んでいくべく、IEC/SC 59L/PT 63689に前向きに参画する。

c. 自然太陽光を用いた窓及びドアの日射熱取得率の測定方法に関する国際標準化

建物の省エネを考える際に、窓からの日射熱取得を抑えることは最も基本的なことであり、付属物を含む窓の評価が求められている。しかし、窓に付属するスクリーンやカーテン類に遮熱効果があることは明確であるが、その評価方法が規格化されておらず定量的な評価ができないのが現状である。このため、比較的安価な測定装置構成が可能な自然太陽光を用いた窓及びドアの日射熱取得率の測定法の国際標準化を図る。

本年度は、TC 163/SC 1/WG 17会議におけるDISコメント協議に基づいたDIS修正案を取りまとめた上で、9月のWG 17ベルリン会議における協議を通じて合意形成を図り、FDIS投票を経てIS発行を目指す。

d. ユニット型バスルームに関する国際標準化

ユニット型バスルームは、施工品質担保(漏水防止)、省施工による工期短縮、及び衛生・メンテ性維持の利点により、アジア圏をはじめ海外における関心が高まりつつあ

る製品である。ただし、国際規格は現状存在しておらず、JIS A 4416:2005(住宅用浴室ユニット)及び中国業界基準GB/T 13095-2021(整体浴室)があるのみであり、国際市場への展開に当たって製品規格、施工規格あるいは性能試験規格といった国際標準化が求められる。

初年度である本年度は、海外市場の動向、規格・基準の適用状況及び今後の国際規格開発の可能性等について、フィジビリティ・スタディを行う。

e. JIS A 2104 (住宅用窓のエネルギー性能－計算手順) 改正への技術検討

ISO 18292 (住宅用窓のエネルギー性能－計算手順)に基づいて、国内代表都市の気象データ等を付表化して、2014～2016年度グリーン建材事業において規格原案開発を進め、2018年にJIS A 2104 (住宅用窓のエネルギー性能－計算手順)が制定された。これは、窓の熱貫流率、日射熱取得率及び気密性能を統合して、住宅暖冷房負荷の抑制への窓の寄与度合いをエネルギー性能として算出するものである。

本JISについて、①任意地点の1年間の気象データを使える、②日射遮蔽物の開閉操作を任意に設定できる、③建物躯体の断熱性と蓄熱性を考慮できる、といった改良を加えるべく改正を図り、窓の暖冷房のエネルギー性能の表し方を検討する。また、「窓の熱性能評価プログラム」に搭載して窓のエネルギー性能評価の普及を図る。さらに将来的には、ISO/TC 163/SC 2においてISO 18292改訂提案を目指す。

②ISO国内審議委員会(自主事業)

a. ISO/TC 77(繊維強化セメント製品)

当該製品との関係が深いせんい強化セメント板協会、(一社)日本窯業外装材協会と連携し、国内審議団体としての活動を遂行する。

b. ISO/TC 89(木質パネル)

当該製品との関係が深い日本繊維板工業会と連携し、国内審議団体としての活動を遂行する。

【参考】

ISO	: International Organization for Standardization (国際標準化機構)
IEC	: International Electrotechnical Commission (国際電気標準機構)
SyC(IEC)	: System Committee(システム委員会)
TC	: Technical Committee(専門委員会)
SC	: Sub-committee(分科委員会)
PC	: Project Committee(プロジェクト委員会)
WG	: Working group(作業グループ)
AHG	: Ad hoc group(作業グループ)
PT(IEC)	: Project Team(プロジェクトチーム)
Pメンバー	: Participating member(積極的参加メンバー国)
Oメンバー	: Observing member(オブザーバー参加メンバー国)

NP/NWIP	: New Work Item Proposal(新業務項目提案)
WD	: Working Draft(作成原案)
CD	: Committee Draft(委員会原案)
CDV(IEC)	: Committee Draft for Vote(投票用委員会原案)
DIS(ISO)	: Draft International Standard(国際規格案)
FDIS	: Final Draft International Standard(最終国際規格案)
IS	: International Standard(国際規格)
TS	: Technical Specification(技術仕様書)
SOTIF	: Safty Of The Intended Functionality(意図された機能の安全性)
AAL	: Active Assisted Living(自立生活支援)

## 7. 重要な活動

### (1) 中期計画の策定・実行

当協会の持続可能な運営の確保を目指して、ミッションを遂行し、課題に対応することにより、会員支持基盤を強化するとともに、収益力向上により収支の安定化を図ることを中期的な事業運営方針とする中期計画を策定し、5月の理事会及び6月の定時総会において承認を得る。計画期間の初年度として本年度から実行に移す。

### (2) 新たな収益事業の企画立案と立ち上げ

これまでの検討により収益事業の候補となっている3つの事業を対象に、以下の要領で検討を進める。

#### ①IT企業・ツール等評価・送客サービス事業

試行的に会員企業を対象にIT企業・ツール等を紹介する機会を設け、会員企業の反応や評価を調べ、この結果により本格的な実施に向けて進めるか否かを判断する。

#### ②共同輸配送マッチング事業

実際に収益の見込み、ニーズの一般性を見極め、開発の可否等の要件整理を実施する。

#### ③データベース事業(カタラボ事業を含む)

データベース事業を実施している他社との連携の可能性等の要件整理を実施する。

### (3) 建材・設備LCCO2に関する取組

2028年度開始を予定されている「建築物のLCCO2評価を促進する制度」に向けて、建材・設備の関係団体や企業によるCO2等排出量原単位データの作成の取組を促進するため、2024年度設置した「建材EPD検討会議」を活動母体として、関係団体等に対し、政府の施策の検討・実施状況、ゼロカーボンビル推進会議における取組状況の情報共有等を行う。

また、建材EPD検討会議に未参加の団体のデータ整備状況を把握するとともに、メーカー企業を対象にEPD・CFP算定に関連する実践型ワークショップを企画・実施することを検討する。

### (4) 建築BIMへの対応

BIM図面審査(2026年4月開始)やBIMデータ審査(2029年春開始予定)といったBIMによる建築確認の環境整備が進められていく中、国土交通省の建築BIM推進会議・各部会において示される今後の工程表や審議状況を確認しながら、関係団体と連携して建材・設備メーカーへの情報提供を行う。また、国土交通省等からの意見照会へ適宜対応するとともに、必要に応じて建材・住宅業界としての課題の整理、関係外部団体とのすり合わせ、WGでの協議を行う。

#### (5) 物流課題の検討

経済産業省及び国土交通省主催の「フィジカルインターネット実現会議 建材・住宅設備WG」がとりまとめた「建材・住宅設備業界の物流課題解決に向けた2030年までのアクションプラン」を受け、建産協として、タスクフォースに参画している。本年度も昨年度に続き「商慣習見直しタスクフォース」及び「共同輸配送タスクフォース」の事務局として、同タスクフォースを運営するとともに、協会内に設置した「建材・住宅設備業界における物流課題検討会議」、「商慣習見直しWG」、「共同輸配送WG」において、物流課題解決に向けた検討に取り組む。

商慣習見直しWGにおいては、ラストワンマイルの改善に向けて川上領域だけでなく川下領域の意識変容を図るため、川下領域の「建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドライン」の対応度の向上に取り組む。また、共同輸配送WGにおいては、共配実践の手順化による共配事例の拡張を目指し、メーカーと物流事業者との連携により共同輸配送の「点」の事例を「面」のネットワークにするべく取り組む。

### 8. その他の活動

#### (1) 取引適正化の推進

中小受託取引適正化法(取適法)改正、「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」改訂を踏まえて改定した「協力企業との適正取引の推進に向けた自主行動計画」の周知を実施するとともに、フォローアップ調査を行い、その結果等を踏まえ、会員に対して普及啓発を行う。また、会員企業に対して関連施策に関する情報提供を行う。

#### (2) 会員等への情報提供

##### ① 会員連絡会

団体及び企業会員との協力関係をより一層増進するため、「会員連絡会」(2025年度から改称)を開催して共通課題等について情報提供・交流を行う。2026年度の開催予定は下記の通りである。

- ・第1回 2026年 7月31日(金) 14:00～16:00
- ・第2回 2026年10月30日(金) 14:00～16:00 ※団体会員のみ
- ・第3回 2027年 1月29日(金) 14:00～16:00

#### (3) 政府の審議会等への参画

- ・ZEH・ZEH-M委員会(経済産業省)
- ・建築BIM推進会議・建築BIM環境整備部会(国土交通省)

- ・日本産業標準調査会標準第一部会(経済産業省)
- ・省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム(東京都)
- ・ゼロカーボンビル推進会議 データベース検討WG

## 9. 建材・住宅設備産業に関する団体、学会及び研究機関との交流及び協力

### (1) 関係団体・機関との相互連携

- ・引き続き、建産協事業において、関係団体・機関と相互連携を図る。
- ・(一財)建材試験センター、(一社)住宅リフォーム推進協議会等の関係機関・団体の事業に協力し、相互の連携を図る。

### (2) 建材PL相談室の活動

一般消費者、消費生活センター、関連PLセンター等からの問合せ、相談に対して対応を行う。PL相談窓口の連絡会、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター、関連PLセンターと情報交換を継続して行う。

## 10. 会合

定時総会、理事会、理事懇談会等を計画的に開催する。

以上